

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）31

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813

軍勞務者雇用制度の改善

沖繩における軍関係労務者の雇用制度の改善
の方向に付して

(試案)

昭和25.12 (特運局)

一、琉球政府行政主席は、米國政府の委任に基づき、法律上の使用者たる地位において才二種及公才二種労務者(以下「軍労務者」といふ。)を雇用し、在沖總米國軍隊に対して所要の労務を提供することとする。

二、右の労務の提供に関する事務を円滑に遂行するため、琉球政府の外局として軍労務者管理委員会及同事務局(仮称)を新設することとする。

三、軍労務者管理委員会(以下「管理委員会」といふ。)は、日、米、琉三政府がそれぞれ推せんする三人の常勤の委員によつて構成され、軍労務者に係る募集、紛争の処理、団体交渉、保健厚生等の事務を処理することとする。

四、日本政府は、管理委員会が所掌する事務に關し必要な指導及援助を行ふこととする。

五、復帰準備委員会(新設予定)は、復帰準備の一環として、軍労務者の雇用制度の一層の改善に付して継続して検討を

行なうこととする。

付属提案

一 解雇予告期間を本土並みに延長すること。

二 一九七〇年度中に整理する数を極力削減するよう努めること。

右の条件において、琉球政府は、一九七〇年度における解雇者に限り、臨時的な措置として、特別給付金の割増給付を行なうこととし、日本政府は所要の援助を行なうこととする。

米側は一九七一年度において退職金の増額を考慮すること。

三 人員整理は、本土の基本労務契約で定める手続及び方法に準じて実施するよう改善を図ること。

(参考)

一 沖繩における直接雇用制度の概要

沖繩における軍労務者の雇用形態は、布令二六号の
ととにおける直接雇用である。

1. 沖繩の軍労務者中、本土の駐留軍労務者に相当す
る一種及び二種労務者は、四軍の人事機関により、それ
ぞれ直接又は琉球政府の取安を通じて雇用されてゐる。

2. 軍労務者の雇用関係は布令二六号に基づくものとされて
ゐるが、更に四軍はそれぞれ人事規則で労働条件の細部
を定めてゐるため、四軍間に労働条件の不均衡がみられる。

3. 布令二六号に従えば、一種労務者がスト権を禁止さ
れるほか、他は労働三権が保障されてゐるようになら
れるが、実際の人事規則で一種及び二種労務者ごとに団
交権及びスト権が大巾に制限又は禁止されてゐること
がある。なお一九六八年四月以降、高等弁務官の指
定する者を議長とする在沖繩全米軍合同委員会と
全軍労の代表が、貸金率、付加給付、勤務条件

、苦情処理等について団体交渉を行なうことが認めら
てゐる。

4. 布令二一六号では紛争処理機能とつ労働関係委
員会を置くことになっているが、現在事実上その機能を果
してない。したがって一種労務者等が同盟罷業を行えば
軍により解雇等の処分を受け、被処分者は米民政府
裁判所に提訴する以外に救済を求め難い。

二、本土における面接雇用制度の概要

本土における駐留軍労務者の雇用形態は日本労働法
に基づく日本政府による面接雇用である。

1. 本土における米軍の労務は、地位協定十二条六項(d)に
基づき日本政府の援助を得て充足される建前になっている。

2. 一般軍労務者についての労務提供は、米軍契約担当官
と施設庁長官との間に締結されてゐる基本労務契約に
基づいて行なはれてゐる。すなわち労務の提供は米軍の随
時の要求に応じて施設庁が提供する。この場合日本

政府が個々の労働者の法律上の使用者となり、（したがって軍労務者の身分は国の被用者、ただし公務員ではない。）その雇用に要する経費（賃金、旅費、保健厚生費、求人広告費、管理費等）は米軍が負担する（特別調達資金で経理）。

3 軍労務者の雇用関係には日本労働法が適用される。
なお基本労務契約のことで発生する紛争で、両当事者で解決できない場合は日米合同委員会にて裁定され、その裁定は最終的かつ決定的とされている。

4 日本政府が行なう一般軍労務者の募集、配置、給与の支給、人員整理その他の人事上の措置は県知事に対する機関委任事務とされ、県の労管事務所等で処理されている。

5 人員整理を必要とする場合には米軍は整理の事由及び整理計画を事前に施設庁に提示し、これを受けて施設庁が一定の慣行に従って整理を行なうこととされる。

てゐる。

6. なお、地位協定十五条で定める米軍諸機関（P.X.

食堂、社交クラブ、劇場その他の才出外資金による

機関）に雇用される労務者については、一般軍労務者とは

別に、在日米軍司令官と施設庁長官とが諸機関労務

協約を締結し、これに基づいて日本政府が日本法による

法律上の使用者として労務を提供している。諸機関労

務者の場合には、米軍が給与の支給等人事上の措置

の相当部分を直接行ない（ただし日本遵守義務あり）

施設庁は労務者の募集、紛争の処理、団体交渉

、社会保険料等の納付手続、保健厚生等の事務を

行なうに留まらる。したがって米軍が負担する管

理費の額を一般労務者の場合より低額である。

このように異なる取り扱いが行なわれている理由は独立

採算的に諸機関の性格、資金区分の相違のほか、多

分の昭和三十一年に至って直接雇用から間接雇用に印

り換えられた事情を反映したものであると思われ。

三 復帰前における間接雇用制度移行に付するの問題点

沖縄が復帰した場合には、地位協定が何らの変更なく沖縄にも適用されることになるから、同協定に基づく間接雇用制度も沖縄の軍労務者に適用されるべきことは問題がない。

しかし、施政権返還前に本土と全く同様な仕組みによる間接雇用制度を沖縄において採用できるかどうかについては次のような法律上及び事実上の問題点が指摘される。

1. 雇用主体に付する

(1) 日本政府とする場合

施政権返還前に、日本政府が沖縄で米軍に対する労務提供の事務を行なうことは、日米間で何らかの合意があれば必ずしも不可能なことではない。しかし日本政府が本令ヤ一六号あるいは琉球民法のもとで法律上の使用者となりその結果沖縄の裁判管轄を受けることを容認すべきか否かについては問題がある。

(2) 琉球政府とする場合

琉球政府は形式上米民政府の下部機関であるから、

米國政府と対等の地位において勞務提供契約の主体たり得ないという考え方がある。しかし軍用地賃借権の設置については行政主席を媒介として行なうという先例(布令で主席の権限を認める。)もあり、理論的な裏づけはともかく、琉球政府を雇用主体とすることは不可能でないように思われる。

また、琉球政府の行政能力及び革新的な性格からみて、間接雇用に移行した場合円滑な勞務の提供が期待できないとする米側の意見もあるが、これは運用上克服できる問題である。

2 布令の廃止等

直接雇用を間接雇用に切り換える場合の大きな障害は米施政権下にある現在短時日のうちに布令オ二六号の廃止に米側がふみ切れるかという問題である。結論的について昨年初頭の総合労働布令問題の経緯に鑑み簡単に布令廃止の合意は得られないものと思われる。また裁判管轄権の問題についても同様であらう。

以上のごとく、本土における直接雇用制の仕組みを現時点で
沖縄においてそのまま実施することは法律上事実上のにわか
解決できない問題が残されている。

しかし、現在の沖縄における直接雇用制度が前述のごとく多
くの欠点をもち、これがために正常な労使関係が阻害され、
沖縄住民の不安を醸成し、もつて基地の運営にも支障を来
す恐れありとするならば、その改善策として、また将来の
直接雇用制への移行を容易にする準備措置として中間的
な雇用形態をとることも意味なしとしないであろう。

(防衛庁作成)

極 秘

沖 縄 問 題

1 沖縄における軍労務者の取扱い

(1) 返還前に間接雇用を実施する。

注 在日米軍の場合昭和26年7月まで占領期間中であつたが、翌年4月の平和条約発効を前提として間接雇用に移り替えられた。

(2) できるだけすみやかに日米(琉)の協議機関を設け、労務者の給与、退職金等につき本土との間の調整を行なう。

(3) 返還期日前に給与、退職金等について改善が実施される場合にはその増額分についての返還期日までの負担分について日米協議する。

2 施設区域関係

返還後は米軍の施設区域は、地位協定の適用により日本政府が提供することになるが、

(1) 所有者の数も多いし、また1件ごとに現所有者の意思をたしかめて権利関係を設定する手続きが必要である。

(2) 戦火のため沖縄全体の地籍調査が出来ていない

現在、調査を行なつてゐるが基地内の地籍調査(土地台帳)も未了である。区域の境界面積等もはつきりしていないものもある。

(3) 権利関係も入り組んでおり、海上演習水域の公示も従来行なわれていない等の状況である。

以上のことから、この移管を円滑に実施するためには、相当広範囲な事前調査及び折衝が是非必要であると予想される。これがため防衛施設庁は、必要な調査団及び人員の派遣を準備し、この繁雑な問題になるべく早めにとりかかり、めどをつけたいと考えている。

なお、この折衝事務は、細かい問題が多く、大任が当たるのは適当でなく、米軍施設事務に老練なものを公使に任命し、米軍当局ともつばら折衝に当たらせるのも一案と考えられる。

極 秘

取扱注意

軍雇用者に関する概況把握のための基本的調査事項

昭. 45.2.16
防衛施設庁労務部

2/17
防衛施設庁

1 軍雇用者に対する法制度

- (1) 布令 / 号と諸基本法 (日英両文)
- (2) 各軍人事規則 "
- (3) 各軍労働契約 "
- (4) 各軍労働協約 (労働慣行を含む。) "
- (5) 就業規則 "
- (6) その他労働条件に関する規程 (通達を含む。) "

2 労務管理機構及び機能

- (1) 米国民政府
- (2) 在琉球四軍

3 軍雇用者の概況

- (1) 雇用種類別
- (2) 雇用形態別 (常用, 日雇, 季節, 限定等), 職種別
- (3) 軍別, 基地別
- (4) 性別, 年令別

4 給与 (船員を含む。)

- (1) 軍雇用者の給与制度の概要 (雇用種類別)
- (2) 給与内容 (基本給, 諸手当, 旅費) の実態

5 福利厚生に関する概要

6 離職対策に関する概要

7 争訟

- (1) 争訟制度
- (2) 争訟関係機関の機構及び機能

8 保安に関する制度

以上

取扱注意

形勢に何らかの変更を加え、在土の内地雇用
 に準じた制度を導入しうるか否かの内題につ
 づいては、法律的にも実務的にも検討を要
 するところである。
 以上を以て、是を控へたいと考へます。
 一 かしらば、政府としても、施設及返還前
 ありとも、沖繩の平均所得者の地位をどう

するに在土の基地労働者の地位に近づけるた
 りに可能な限りの努力を払うべきである。
 二 内地から、雇用形態の問題について、
 今後行われるべき返還後の沖繩に對する
 内地雇用制の適用のたりの準備の一環として
 本例と十分話し合ひ、最も妥當な措置を講
 じたいことを期す。

問 沖縄の米軍関係労働者の雇用形態を間接雇用に切り替えること
についての基本方針はか。

政府の

答 沖縄の米軍関係労働者の間接雇用の問題については、施政権返
還後は当然沖縄の軍労働者の雇用関係を本土と同様、地位協定下
の間接雇用制に移行することでもあり、今後復帰準備の一環とし
て日米間でそのための準備を進めて行くこととなつてゐる。

施政権返還前の沖縄において、現在の雇用形態になんらかの変
更を加え、本土の間接雇用に準じた制度を導入しうるか否かの問
題については、法律的にも実体的にもなお検討を要するところであ
る。

しかしながら、政府としても、施政権返還前においても沖縄の
軍関係労働者の地位をできるだけ本土の基地労働者の地位に近づ
けるために可能な限りの努力を払つて行く考えであり、この見地

から、雇用形態の問題についても、今後行なわれるべき返還後の
沖縄に対する間接雇用制の適用のための準備の一環として米側と
十分話し合い、最も妥当な措置を講じて行きたいと考えてゐる。